

岐阜弁護士会 提出の厚稿です

警察官の取調メモを開示せよと言うのに、  
最高裁調査官の調査記録はなぜ開示されないのか？

会員 美和勇夫

最高裁は、平成19年12月、捜査段階の被告人の自白が任意なものかどうか争点となった事件について、取調の警察官が書き留めたはずである「備忘録」（メモ）を証拠開示する決定を出した。

これまで検察官が手持ちにしている弁護側に有利な証拠は、検察官面前供述書でもなんでも検察側に隠蔽されればなしであった。

いくら法廷で「これこれしかじかの〇〇〇の証拠を検察官が持っているはずだから公判に提出するよう、裁判所から勧告だけでも出してほしい。」と叫んでも実現されないことが多かった。

当初素人に裁判が出来るわけがないと「裁判員制度」に最高裁は反対していた。しかし上命下服は世の定めなのであろう。

「法律が出来たからには仕方がない。やるしかない。」と最高裁は裁判員制度導入積極策を打ち出した手前、「検察官手持ちの証拠をオープンにせよ。そうでないと真実解明に支障をきたす。」と言い出してくれたのである。

我々弁護人にとっては、誠にありがたい最高裁お墨付きの決定が出たものであって（現行の裁判員制度導入・反対の私でも）怪我の功名と言いたくなる。

しかし、取調の警察官にとってはとんだ災難ではあろう。

「冗談ではない。俺が作った捜査のメモ書きノートまで法廷に出せと言われたのでは、捜査などやっておれない。」

「最高裁は現場取調の難しさが分かっていない。この上は裁判提出用の二重帳簿ならぬ二重メモ、備忘録でも作っておかなければなら

ない。」ということになるやもしれぬ。

いやよくぞ最高裁は弁護側にとってありがたい決定を出してくれたものである。

ところがである。

肝心の最高裁はなぜ最高裁調査官の調査記録を開示しないのであろうか？

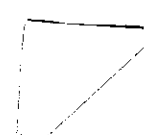
最高裁は、火災保険金支払請求事件について平成16年6月「火災発生の故意重過失は保険会社が立証しなければ免責されない」という名古屋高裁からの私の主張上告を受理せず門前払いとしながら、その6ヶ月後の平成16年12月13日大阪高裁からの同じ上告を受理し、（世上すっかり有名となって）保険会社を震撼させるに至った火災保険立証責任判決を出すに至った。

2つとも同じ最高裁の第二小法廷であり同じ最高裁調査官であった。

6ヶ月前の不受理は何としても納得し難く最高裁が上告受理判断を誤ったとしか判断できないとして国家賠償裁判を提起したが「最高裁が上告事件を受理しようがしまいが自由裁量であり最高裁の受理過ちを問題にする余地はない」という地裁・高裁判決でチョンになった。

現在の最高裁判決は優秀な最高裁調査官による「調査官判決」によるというのが実体であることは（国民は知らないが）我々には周知の事実である。

当然私は、国賠訴訟において「同一人である最高裁調査官の作成した調査報告書を囑託にて最高裁より取り寄せて名古屋高裁上告事件・大阪高裁上告事件双方の報告書に一体何が記載してあるかどこがどう違うかを明らか



にしてほしい。」と要求した。

ところが国賠担当の地裁も高裁も（おそれおおいのか）囑託による「調査記録取寄申請」を採用せず、最高裁はまたもこの国賠事件の上告を不受理とし、何故に私の上告が不受理とされたのかの理由は闇に葬られた。

調査官が記載した調査記録を提出したのでは最高裁判決の手の内（真実）が明らかになってしまうから困るというのであれば、ことは警察官の作成した捜査の備忘録（メモ）であって同じことであろう。

警察官のメモは、（犯罪捜査規範に作成の規定があるとはいえ）専ら自己が調書作成に備えて作成した日記の類のもので、他に見せたり法廷に提出することを全く想定して作成されてはいないだろう。（作家の草稿案みたいなものである）

然るに最高裁調査官の調査報告書は、エリートと言われる優秀な裁判官（調査官）が最高裁に提出する為にあらゆる資料を検索して作成したどこへ出しても恥ずかしくない文書のはずであってこれを元に最高裁判決が作られるのであるから隠蔽する理由はない。

最高裁は終審の裁判所であり、これ以上の裁判所はない。

最高裁判決は英知を結集し、公明正大に行われるべきものである。

警察官が捜査の過程で作成したメモは「裁判員」のいる法廷に提出させるべきであるが、最高裁調査官の作成した調査報告書は「国民」の目にさらすべき性質のものではないという理屈はおかしい。

最高裁の裁判官は憲法において「国民審査」の対象となるとされている。国民が裁判員となって最高裁の裁判官を裁くことになっている。（立場を忘れてもらっては困る）

不審な判決があれば調査官の調査結果に基づいてどのように最高裁判決が作られたのか、その過程が明らかにされなければ国民審査の

しようがないではないか。

国民審査にあたって「最高裁判所は国民の最後の声を聞く所であり、その責任の重さを考えると身の引き締まる思いがする」などとしていいことを言いながら、国民にはさっぱり実情の分からない密室裁判をやっていては権力というものは随分勝手なものだと言わざるを得ない。

これでは最高裁は江戸時代からの「民はよらしむべくして知らしむべからず」という前近代的民衆支配と同じではないか。